

薩 契 第 9 8 5 号
令和 7 年 3 月 2 8 日

各課・室、機関の長 殿

行政管理部長

現場代理人の兼任に関する運用の一部見直し及び
試行期間の延伸について（通知）

現場代理人の兼任については、令和 6 年 3 月 7 日付け薩契第 8 9 7 号「現場代理人の兼任に関する運用の一部見直し及び試行期間の延伸について」により運用しているところですが、引き続き入札の不調・不落対策として公共工事の円滑な執行を図るため、下記のとおり運用の一部見直し及び試行期間を延伸することとしたので通知します。

なお、令和 6 年 3 月 7 日の通知は廃止します。

記

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(6)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)から(3)及び(7)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

- (1)それぞれの工事の当初請負金額が4,000万円未満であること。
- (2)発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3)兼任できる工事は2件。
- (4)兼任する工事は、薩摩川内市域内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲。
- (5)発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (6)兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること
- (7)兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任（変更）通知書により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

4 特記仕様書への明示

この取扱いについては、次のとおり特記仕様書に明示し、周知徹底を図ること。

5 [参考]点在する箇所のある工事との兼任について

点在する工事箇所のうち、主たる工事箇所（※1）と兼任する工事箇所が薩摩川内市域内又は工事箇所の間隔が概ね10km未満であれば、兼任できるものとする。

※1：主たる工事箇所とは、点在する工事箇所のうち、最も工事規模が大きい箇所又は最も直接工事費が高額な箇所。

6 適用期間

この取扱いは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの契約工事に適用する。なお、令和7年4月1日以前に締結した工事を先行工事として緩和対象とすることは可能とする。

特記仕様書記載例

第 条 現場代理人の兼任

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(6)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)から(3)及び(7)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

- (1)それぞれの工事の当初請負金額が4,000万円未満であること
- (2)発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- (3)兼任できる工事は2件
- (4)兼任する工事は、薩摩川内市域内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲
- (5)発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- (6)兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること
- (7)兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任（変更）通知書により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

問合せ先

行政管理部 契約検査室

内線 5532・5533